

学校いじめ防止基本方針

令和6年4月

松原市立恵我小学校

1. 基本方針

(1) 基本理念

「いじめ」とは、「学校園の内外を問わず、当該児童が一定の人間関係のある者から心理的又は物理的な攻撃を受けた事により、心身の苦痛を感じているもの」とされている。個々の行為がいじめに当たるか否かについては、表面的・形式的に行うのではなく、被害を受けた児童の立場に立って組織的に行う必要があり、本校においても「いじめ防止対策委員会」を中心に全校体制で児童の実態把握に努めている。

「いじめ」の中には、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものに発展していく事象もあることから、必要があれば、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが大切であると考えている。

「いじめ」は、どこの学校でも、どの子にも起こりうる最も身近な人権侵害事象であると捉え、「いじめはおこる」という前提に立って考える必要があると認識している。日頃から児童の様子を丁寧に観察することで、児童の小さな変化を見逃すことなく、早期発見に努め、迅速で適切な対応を組織的に行っている。本校では、全教職員・全児童が「絶対にいじめを許さない」という意識を持ち、絶対にいじめを起こさせないという風土を学校に定着させ、児童が安心して生活できる集団づくり、人間関係づくり、学校づくりこそ「いじめ防止」の基本であるとの認識をもち取り組んでいきたい。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの様態として、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

2. いじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織名: 松原市立恵我小学校いじめ防止対策委員会

(2) 構成員

校長、教頭、首席、児童生徒子ども支援コーディネーター、生活指導担当、支援コーディネーター・人権教育担当、教務主任、各学年主任、養護教諭、支援教育担当

※必要に応じて、関係児童の担任等も出席する

(3) 基本的な考え方

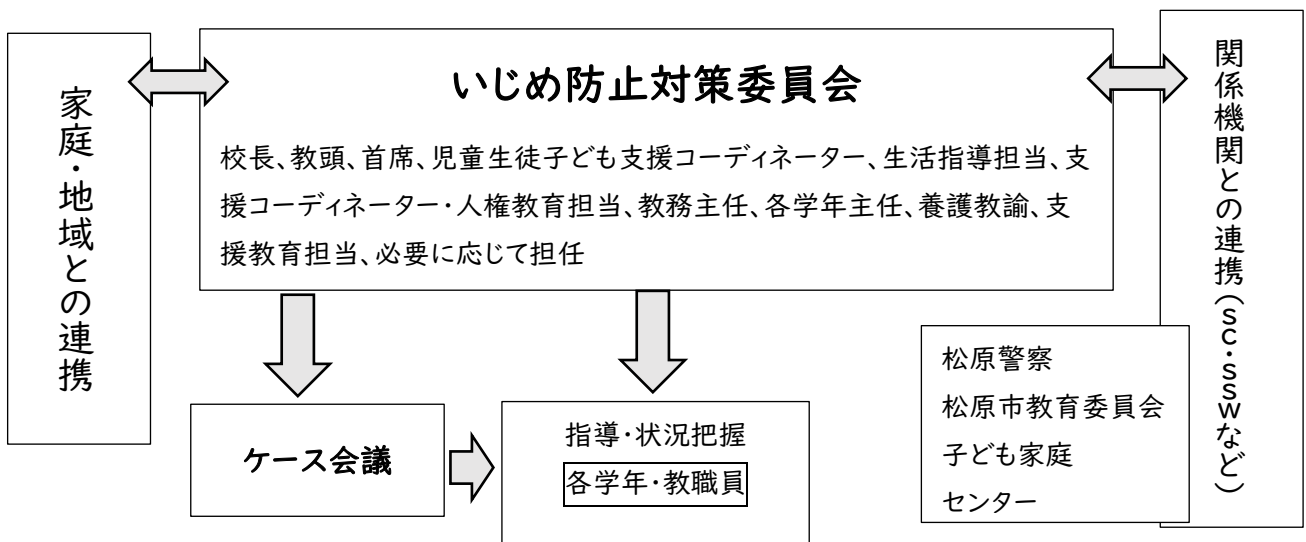
- ・いじめへの対応は、一部の教員や特定の教員が抱え込むのではなく、校長を中心とし、共通理解のもと全ての教職員で組織的に行う。
- ・いじめへの対応を組織的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- ・いじめの問題等に関する指導記録については、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

(4) いじめ防止対策委員会の役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の中核の役割を担う。
- ・いじめの相談、通報の窓口としての役割を担う。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった時は、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に行うための中核としての役割を担う。
- ・基本方針の点検や見直しを行い、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、PDCA サイクルに照らし合わせた検証等を行う。その際、必要に応じてスクールカウンセラーの活用や関係機関との連携も図る。

(5) 組織図及び指導体制

◇相談窓口の担当者（教頭）（児童生徒子ども支援コーディネーター）（養護教諭）



(6) 取組み状況の把握と検証

いじめ防止対策委員会は、各学期に 1 回及び必要に応じて開催し、状況の把握、取組みの評価及び必要な方針の検討を行うとともに、基本方針等についての必要な見直しを行う。

3. いじめ防止のための取組み及びいじめ認知後の対応

(1) いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめの未然防止は、一人ひとりの子どもの人権を守り、その健全な成長を保障するという学校としての責務と自覚に基づいて進めなければならない。そして、全教職員が一丸となり、学校おけるすべての教育活動を通じて取り組まなければならない。教科、道徳、特別活動、総合的な学習、学校行事等をつうじて、いじめをしない、させない、許さない意識と自他のちがいと良さを認め合える集団を育てて行くことが必要である。

また、家庭や地域、関係機関との連携を進め、子どもを見守りサポートするためのネットワークづくりを進めることが求められる。

(2) いじめ防止のための取組み

学校におけるすべての教育活動を通じていじめ防止に取り組む観点から、以下を柱とする取り組みを進める。

① すべての教育活動を通じた、自他のちがいと良さを認め合う意識と自尊感情の育成

- ・「えがおの学習」(生活科や総合的な学習の時間)において、人との出会いや体験をとおして、命の大切さ、家族や地域、生き方等について全学年で計画的・継続的に指導する。
- ・「きずな学習」(道徳)において、いじめが許されないことや命の大切さ、思いやる心や態度の大切さ、人間関係スキル等について全学年で計画的・継続的に指導する。
- ・「なかまづくり月間」で、全校で時期をそろえて「気持ちを伝え合う」取り組みを行い、悩みを抱え込まず気持ちを伝え合うことのできる集団作りに取り組む。
- ・各教科において、単元目標や内容に応じ、命の大切さや人と人とのつながりやコミュニケーション等について全学年で計画的・継続的に指導する。

② 一人ひとりが安心できる「居場所」のある学級集団づくり

- ・一人ひとりの児童が悩みや様々な気持ちを出すことができ、互いを思いやり、協力し合うとともに、間違った行動には注意し合える信頼関係づくりを進める。

③学ぶ喜びを感じられる「分かる授業」づくり

・児童が、分かる喜びや共に学ぶ楽しさを感じることができ授業の工夫を進める。

④学校行事を通じた児童同士のつながりや達成感の醸成

・運動会や宿泊行事、遠足、学習発表会等の学校行事を通じて、互いの連帯感や達成感を高めるための活動を進める。

⑤ISS 委員会活動・学級活動等の自主活動による連帯感や支え合う意識の育成

・ISS 委員会活動で各委員会が「安心安全な学校づくり」をすすめる。その中で児童会による「いじめをなくす活動」や学級活動など、児童の主体的な自主活動をとおして、いじめをなくそうとする意識と主体性、行動力を育成する。

(3)教職員の人権意識と指導力量の向上

一人ひとりの子どもの思いや悩みを受け止め、寄り添う関わりを大切にするため、子どもの内面や良さの理解を共有し、個々の教職員が問題を抱え込むことなくチームとして取り組みを進める。また、教職員の人権意識と指導力量の向上のため、年間をとおして計画的に研修を実施する。いじめ防止のため授業の工夫や児童の内面や良さの理解、集団づくり等について、研究授業の実施や事例研究、講師招聘による研修など、研修方法についても工夫しながら実施する。

(4)未然防止、早期発見のための取組み

いじめ、またはいじめに至る可能性のある事象等について、早期に把握して解決を図れるよう以下の取組みを行う。

① 一人ひとりの子どもの様子や変化などについてのきめ細かな見とりと、ていねいに気持を聴くなどの寄り添った指導

② 児童アンケート等、子どもが悩みを伝えられる機会の充実

・「児童アンケート」を実施すると共に、必要に応じて担任による個別の面談を行い、児童の内面及び学級の実態を把握する。
・その他、日常的に日記や班ノート等を通じて、児童が気持ちを伝えられる場を設定する。

③安心して気持ちや悩みを出せる学級集団づくり

- ・日常的に児童が気持ちを言い合える関係づくりに取り組むとともに、一人ひとりの児童が担任等に気軽に相談できる信頼関係づくりを進める。

④複数の教員による関わりや一人ひとりの子どもの様子等についての気づきや情報の共有と子どもへの関わり

- ・担任のみならず、学年教員、養護教諭、支援学級担任、子ども支援コーディネーターなど、複数の教員が児童に関わり、児童の気持ちのサインを見逃さない体制づくりを進める。
- ・3年生以上で行う少人数指導体制を含め、学習においても複数の教員で関わる態勢を作る。
- ・児童に関する情報や方針を教職員間で情報共有するなど、担任が一人で抱え込まない体制づくりを進める。

⑤保護者・地域とのコミュニケーション

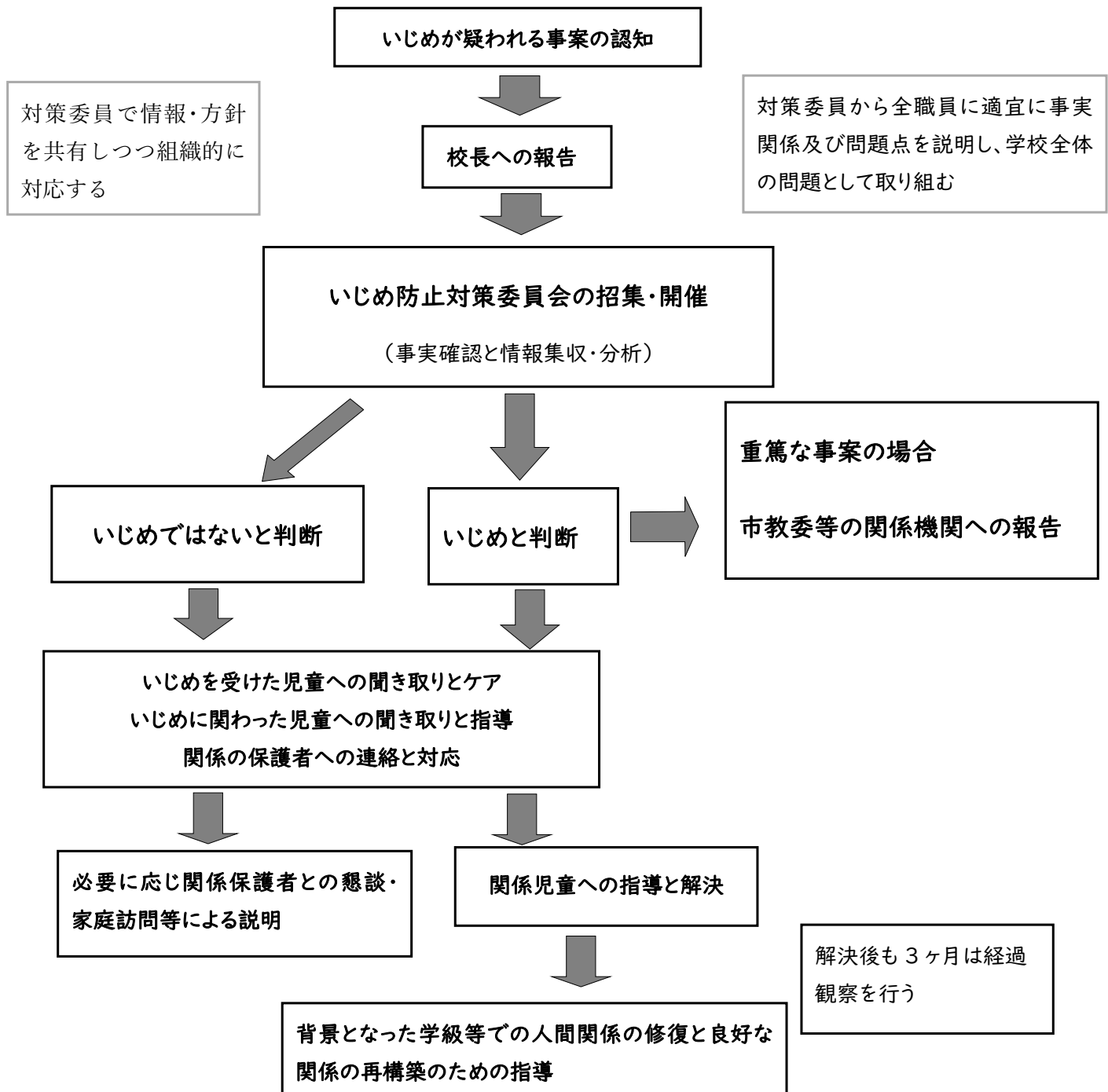
- ・児童の小さなサインを見逃さないため、家庭訪問、懇談会はもちろん、日常的な家庭連絡等によるコミュニケーションを行う。
- ・子どもの安全見守り隊等の地域住民との連携により、登下校時の児童の様子などについて、より早く情報を得ることができ協力を構築する。

4. いじめ認知後の対応

(1) いじめ認知後における早期対応の取組み

「いじめの定義」(H25.6)をふまえ、積極的にいじめを認知し、いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、迅速かつ組織的に対応する。いじめを受けている児童を守ることを最重点として対応し、事実を正確に把握した上で、可能な限りの早期の解決と被害児童・加害児童を含めた児童間の良好な関係の修復と再構築を図るための対応を行う。

いじめがあった場合の対応フロー図



(2)緊急・重篤な事案への対応

重大ないじめとは以下のような場合を指す。

- ・いじめにより児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

重大ないじめが疑われる事案があったときは、いじめを認知した場合の対応に加え、被害児童に対する一層きめ細かな支援と加害児童に対するより毅然とした指導が求められる。

さらに市教育委員会等の関係機関への報告及び助言の要請を行い、連携による解決と被害児童や保護者への支援を行うことが必要である。犯罪行為が疑われる場合は、警察への通報を含めた対応を検討する。

また、再びいじめが起きることのないよう、当該事象についての指導後も継続的な観察や指導を行うことが重要である。

(3)ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめの防止及び解決のために、以下のような対応を行う。

①いじめに係る書き込み等があった場合

- ・事実確認を行い、市教育委員会等の関係機関への報告・助言要請を行う。
- ・被害児童への聞き取りとフォローを行う。
- ・被害児童の保護者に連絡するとともに、保護者と共にプロバイダー等への削除依頼を行う。
- ・加害児童の特定が可能な場合は、保護者対応を含め、通常のないじめと同様の対応を行う。

②ネットいじめ防止のための取組み

- ・道徳等をとおして、計画的に人権や情報モラル等についての指導を行う。
- ・特に、携帯電話やLINE等について、間違った使い方による様々なトラブルや被害について、外部人材の活用を積極的に行うなどして、児童への指導と共に保護者への啓発を行う。
- ・携帯電話等の使用について、家庭でのルール作りやフィルタリングの利用を進める等、保護者への指導啓発支援に努めるとともに、被害・加害から児童を守るための支援体制を確立する。